

賃貸住宅省エネ改修先行実装事業 (高断熱窓・ドア)

よくある質問Q & A

Ver.1.4

令和5年5月

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

《目次》

1. 助成金制度について	1
Q.101 国や他の自治体等の補助金との併用は可能ですか？	1
Q.102 予算額に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか？	1
Q.103 既に高断熱窓や高断熱ドアの改修工事が完了しているのですが、申請は認められますか？	1
Q.104 集合住宅（全体）で申請する場合、上限額はどれになりますか？	1
Q.105 交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか？	2
Q.106 リース契約ではなく、ローンやクレジット契約で購入したいのですが、助成の対象になりますか？	2
Q.107 太陽光発電システムのみを申請することは可能ですか？	3
Q.108 助成金交付申請書の＜誓約事項＞に対する同意を証明するためにチェック欄への記載は必須ですか？	3
Q.109 高断熱ドアのみを申請することは可能ですか？	3
Q.110 既に断熱診断を実施してしまったのですが、事後申請をすることは可能ですか？	3
Q.111 断熱診断の対象の戸数は、窓ドアで申請している住戸の内であれば、例えば6戸申請している内の2戸を断熱診断するなど、申請した全ての住戸の断熱診断をしなくても良いのでしょうか？	3
2. 助成対象住宅について	4
Q.201 高断熱窓ドアを設置する賃貸住宅は、夫婦の共同名義ですが、助成金の助成対象者（高断熱窓を設置する賃貸住宅の所有者）は夫だけでいいでしょうか。	4
Q.202 都民ですが都外にも賃貸住宅があります。この都外の賃貸住宅に高断熱窓ドアを導入する場合、助成の対象になりますか？	4
Q.203 マンション共用廊下部分の高断熱窓ドアを改修する場合は、対象となりますか？	4
Q.204 分譲型マンションを賃貸契約して住んでいますが、入居者として、部屋の窓ガラスを複層ガラス等に改修する場合は、対象となりますか？	4
Q.205 個人又は法人が所有する社宅や寮に高断熱窓ドアを設置する場合、助成対象となりますか？	5
Q.206 半年前に建てられた集合住宅に高断熱窓や高断熱ドアを設置したいのですが、対象となりますか？	5
Q.207 店舗や事務所等との併用になっている賃貸住宅は対象となりますか？	5

Q.208	古い集合住宅の賃貸住宅ですが、築年数に制限はありますか？	5
Q.209	未登記の賃貸住宅は対象になりますか？	5
Q.210	助成金の申請について1回の申請で最大6戸可能ですが、先に3戸申請して、後から3戸申請と2回に分けての申請は可能でしょうか？	5
Q.211	同じ会社で（支店や営業所などあり）複数の支店での申請は可能でしょうか？	6
Q.212	助成金の申請について6戸で考えています。一部12カ月に満たない入居者がいますが申請は可能でしょうか？	6
3.	高断熱窓と高断熱ドアについて	6
Q.301	中古品は対象となりますか？	6
Q.302	助成対象経費に材料費とありますが、これは定価、見積額どちらでしょうか？	6
Q.303	助成対象となる高断熱窓に該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？	6
Q.304	助成対象となる高断熱ドアに該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？	7
Q.305	改修を予定している居室に、既に高断熱窓となっている窓が一部あります。この窓も改修しなければいけませんか？	7
Q.306	改修を予定している窓が、過去に他の補助金を受けています。改修しても良いですか？	7
Q.307	ポストが付いたドアを設置するのですが、ポストが付いた状態での熱貫流率が3.49 W/(㎡・K)以下であることを示す資料が用意できません。対象外となりますか？	7
Q.308	既存の内窓のガラス交換をする予定なのですが、助成対象となりますか？	7
Q.309	ドアに電池錠を取付けます。助成対象となりますか？	8
Q.310	全ての居室とドアが対象ですが、既に断熱仕様となっているものは、改修工事をしなくともよいのでしょうか？	8
4.	申請方法について	8
Q.401	申請書類の提出方法を教えてください。	8
Q.402	申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？	8
Q.403	申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？	8
Q.404	契約当事者（施工業者）以外が手続代行者になることは可能でしょうか？	9
Q.405	住宅の登記簿や固定資産税納付の名義は法人ですが、社長個人で申請しても良いですか？	9
Q.406	提出する登記簿は、インターネットから取得した登記情報を印刷したもの	

のでもよいですか？	9
Q407 「設置する高断熱ドアが要件に適合することを証明する書類」としてドアのカタログを提出しようと考えていますが、冊子ごと提出すればよいでしょうか？	9
5. 実績報告・交付請求について	9
Q.501 他の補助金を併せて受ける場合、交付確定通知書が実績報告時の必要書類となっていますが、在住の自治体から交付確定通知書が届きません。 ...	9
Q.502 助成金振込先として、注意する点はありますか？	10
6. 共同申請（リース活用）について	10
Q.601 高断熱窓ドアの購入設置についてはリース契約を活用する予定です。この場合、助成金の申請を行うことはできますか？	10
Q.602 リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？	10
Q.603 リース後に所有権の移転は出来ますか？	10
Q.604 リース期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができますか？	11
Q.605 リース契約の途中解約は可能ですか？	11
Q.606 リース料金は、どのように算出すればいいですか？	11
7. アンケート、光熱費報告について	11
Q.701 入居者なしで申請しましたが、入居された方にアンケート回答の同意をいただけません。アンケートと光熱費の報告は必須でしょうか？	11
Q.702 入居者が改修工事完了後 1 年以内の退去となった場合どうすればよいのでしょうか？	11
Q.703 入居者がいない住戸ですが、入居者が決まるまでアンケートの提出はしなくとも問題ないでしょうか？	12
Q.704 集合複数戸で申請しましたが、対象住戸すべて光熱費（電気、ガス）の報告、アンケートの提出が必要でしょうか。	12
Q.705 工事完了後 1 年以内の期間内での光熱費に影響が考えられるリフォームをしても良いのでしょうか？	12
Q.707 令和 5 年 9 月 30 日締切りの実績報告までに入居者が入らない場合は、助成金の返金が必要なのでしょうか？	12
8. その他	12
Q.801 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければいけませんか？	12

1. 助成金制度について

Q.101 国や他の自治体等の補助金との併用は可能ですか？

A.101

国や他の自治体等の補助金との併用は可能です。

ただし、本事業以外で都若しくは公社、又は区市町村が実施する都の資金を原資とした補助で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併用できません。

※ なお、国や他の自治体等の補助金側に制限がある場合もありますので、国や他の自治体等の補助金担当窓口に併給できるかご確認ください。

2022.09.08 時点で併用できないと確認できている補助金

- ・東京都既存住宅省エネ改修促進事業（住宅政策本部事業）

※これ以外にも併用できないものがあります。詳細は、クール・ネット東京迄お問合せ願います。

Q.102 予算額に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか？

A.102

公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。なお、予算の範囲を超える見込みであると判断される場合には、クール・ネット東京のホームページにて、事前にその旨をお知らせいたします。

Q.103 既に高断熱窓や高断熱ドアの改修工事が完了しているのですが、申請は認められますか？

A.103

本事業は、改修工事完了後の事後申請は認められません（交付申請をした後（公社が受付をした日※より後）、公社が交付決定をするより前に契約締結及び工事を行っていただくことは可能です。）。

※「公社が受付をした日」は「交付申請書が公社に到着した日の翌営業日」となります。

Q.104 集合住宅（全体）で申請する場合、上限額はようになりますか？

A.104

上限額は、1住戸当たり高断熱窓については36万円、高断熱ドアについては32万円となります。1住戸ごとに助成金交付予定額を算出し、各住戸の合計額が助成金交付申請予定額となります。また、1申請者が申請できる戸数は6戸までなので、7戸以上の集合住宅は、全戸の申請は、できません。

(例) ○○マンション5戸を高断熱窓とドアに改修する場合

(高断熱窓)

住戸	助成対象経費の 4/5 の額	上限額	単住戸算定額
A	100 万円	36 万円	36 万円
B	80 万円		36 万円
C	60 万円		36 万円
D	35 万円		35 万円
E	27 万円		27 万円
合計			170 万円

(高断熱ドア)

住戸	助成対象経費の 4/5 の額	上限額	単住戸算定額
A	40 万円	32 万円	32 万円
B	35 万円		32 万円
C	30 万円		30 万円
D	26 万円		26 万円
E	20 万円		20 万円
合計			140 万円

○○マンション助成金交付申請予定額⇒310 万円

Q.105 交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか？

A.105

必要に応じて行う場合があります。もし、現地調査を行う場合は、ご協力をお願いいたします。

Q.106 リース契約ではなく、ローンやクレジット契約で購入したいのですが、助成の対象になりますか？

A.106

高断熱窓及び高断熱ドアの所有権が助成対象者にある場合に限り、助成対象となります(所有権がクレジット会社等に留保されている場合は、クレジット会社等に助成します。)

※ 高断熱窓及び高断熱ドアの改修工事契約の請負業者が発行した領収書が必要です。

※ 交付申請時に「個別クレジット契約による助成金に関する取決書」(参考様式3)を提出

してください。

※ クレジット会社等が助成対象となる場合は、助成金相当分が減額されていることを明らかにする計算書を提出していただきます。

Q.107 太陽光発電システムのみを申請することは可能ですか？

A.107

高断熱窓ドアを設置した方のみ上乗せで太陽光発電システムを申請することが可能です。太陽光発電システム単体での申請や、高断熱窓ドアの申請書を送付した後に申請することは出来ないため、必ず同時での申請をお願いします。

Q.108 助成金交付申請書の＜誓約事項＞に対する同意を証明するためにチェック欄への記載は必須ですか？

A.108

公社が助成金の交付申請を受理するに当たって、助成申請者及び手続き代行者の方々には、＜誓約事項＞に誓約いただく必要があります。この制約事項への誓約は、申請内容に虚偽の記載がないこと、設置した対象機器を適切に管理すること等について誓約いただくことを目的としています。申請書類等において虚偽の記載等があった場合や、申請時の同意事項に反する行為が行われた場合は、助成申請者に対して、助成金の返還を求めることがありますので、その点を十分に認識いただいた上で、申請をお願いします。

Q.109 高断熱ドアのみを申請することは可能ですか？

A.109

居室に設置されている全ての窓の改修と併せて、ドアの改修も申請する必要があります。全ての居室の窓が既に高断熱窓となっている場合は、ドアのみの申請が可能です。

※詳しくは手引きをご参照ください。

Q.110 既に断熱診断を実施してしまったのですが、事後申請をすることは可能ですか？

A.110

断熱診断等の交付申請は、事前申請です。事後申請は認められません。

Q.111 断熱診断の対象の戸数は、窓ドアで申請している住戸の内であれば、例えば6戸申請している内の2戸を断熱診断するなど、申請した全ての住戸の断熱診断を少なくとも良いのでしょうか？

A.111

窓・ドアで申請している住戸であれば一部の住戸でも対象となります。

2. 助成対象住宅について

Q.201 高断熱窓ドアを設置する賃貸住宅は、夫婦の共同名義ですが、助成金の助成対象者（高断熱窓を設置する賃貸住宅の所有者）は夫だけでいいでしょうか。

A.201

ご夫婦のどちらかが助成対象者となります。所有権を持つ方が複数名存在する場合は、必ず全ての所有者の承諾を得た上で申請をしてください。

※ 助成対象者となる方の共有持分は問いません。

※ 助成対象となる改修工事等の契約者は助成対象者と一致している必要がありますので、ご契約の際は、ご注意ください。

Q.202 都民ですが都外にも賃貸住宅があります。この都外の賃貸住宅に高断熱窓ドアを導入する場合、助成の対象になりますか？

A.202

本事業の対象にはなりません。本事業では、都内にある賃貸住宅に導入されたものが助成対象となります。

Q.203 マンション共用廊下部分の高断熱窓ドアを改修する場合は、対象となりますか？

A.203

居室では無い為、対象になりません。

Q.204 分譲型マンションを賃貸契約して住んでいますが、入居者として、部屋の窓ガラスを複層ガラス等に改修する場合は、対象となりますか？

A.204

入居者として申請できますが、所有者の了解及び財産等の取扱いに関する合意をとったうえで申請してください。

また、窓ガラスや外窓、ドアの交換は、区分所有法で共用部分と見なされている箇所の改修に当たりますので、管理規約等で個人（所有者）による改修が認められていれば、対象となります（交付申請の際に工事申請書類等の提出、また、必要に応じて管理規約の提出が必要です。）。

なお、改修後に退去する場合、所有者に改修した財産を承継する手続きを行う必要があります。（ただし、設置日から法定耐用年数の期間（高断熱窓・ドアは10年）が経過している場合は、承継手続きは不要です。）

＜参考＞ ガラス・外窓・ドアの交換⇒共用部分の改修
内窓の取付け ⇒専有部分の改修

Q.205 個人又は法人が所有する社宅や寮に高断熱窓ドアを設置する場合、助成対象となりますか？

A.205

賃貸借契約に基づき貸し出しを行っていただければ助成対象となります。社宅や寮の建物所有者又は賃貸契約している入居者が助成対象者として申請してください。

Q.206 半年前に建てられた集合住宅に高断熱窓や高断熱ドアを設置したいのですが、対象となりますか？

A.206

既に賃貸借契約に基づき、住居に入居済みであれば、助成対象となります（建築後一度も入居者がいない場合は、対象外となります。）。賃貸借契約を締結していても建築後一度も入居していない場合は、対象外となります。

Q.207 店舗や事務所等との併用になっている賃貸住宅は対象となりますか？

A.207

住居部分で行う改修が対象となります。本事業は「住宅」に対する助成となりますので、住居部分と店舗・事務所等の部分を明確に分けた上で、住居部分にかかる改修を助成対象経費として申請してください。

なお、1つの部屋を店舗用と居住用の2つの用途で兼用している場合、その部屋は対象外となります。

※ 詳しくは手引きをご参照ください。

Q.208 古い集合住宅の賃貸住宅ですが、築年数に制限はありますか？

A.208

特に築年数の制限は設けておりません。

ただし、本助成金を受けて設置する高断熱窓及び高断熱ドアは、法定耐用年数の期間（10年間）まで維持・管理していただく必要がありますのでご注意ください。

法定耐用年数の期間前に取壊し等を行う場合は、経過年数によって算出のうえ、助成金を返還していただくことになります。

Q.209 未登記の賃貸住宅は対象になりますか？

A.209

建物表題登記をしていない住宅は、対象になりません。

Q.210 助成金の申請について1回の申請で最大6戸可能ですが、先に3戸申請して、後から3戸申請と2回に分けての申請は可能でしょうか？

A.210

可能です。申請受付期間中、1事業者6戸まででしたら複数回に分けての申請も可能です。後から申請した時に公社の予算の範囲を超えていますと受付できない場合もございます。

Q.211 同じ会社で（支店や営業所などあり）複数の支店での申請は可能でしょうか？

A.211

可能です。1事業所(支店又は営業所)で上限6戸となります。

Q.212 助成金の申請について6戸で考えています。一部12カ月に満たない入居者がいますが申請は可能でしょうか？

A.212

入居者がいる住宅で実施する場合、過去1年間の光熱費の報告に協力をお願いしております。入居から12カ月に満たない入居者については同時に申請している他の入居者が過去1年間の光熱費の報告が可能であれば協力していただくことができるため助成対象として申請できます。12カ月に満たない入居者は、入居からの光熱費の報告の協力をお願いいたします。

3. 高断熱窓と高断熱ドアについて

Q.301 中古品は対象となりますか？

A.301

中古品は助成対象となりません。

Q.302 助成対象経費に材料費とありますが、これは定価、見積額どちらでしょうか？

A.302

見積額です。

Q.303 助成対象となる高断熱窓に該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？

A.303

公益財団法人北海道環境財団のホームページに掲載されていますので、そちらで検索してください。

※ 助成対象製品は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）」において、執行団体に補助対象製品として登録されている窓及びガラスとなります。

Q.304 助成対象となる高断熱ドアに該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？

A.304

カタログや仕様書、自己適合宣言書等で、熱貫流率が $3.49 \text{ W} / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であることを確認してください。

※ JIS グレードの場合・・・H-3等級以上

K・仕様の場合・・・K3以下

Q.305 改修を予定している居室に、既に高断熱窓となっている窓が一部あります。この窓も改修しなければいけませんか？

A.305

既に設置されている窓が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）の執行団体に登録されている高断熱窓であれば、改修不要です（登録されていない場合は、改修の対象となります。）。

※ 改修不要となる高断熱窓が既に設置されている場合は、次の資料を交付申請時に提出してください。

- ・該当する製品のカタログの写し
- ・該当する製品が登録されている番号を示す書類
- ・該当する製品が設置されている場所を示す平面図・立面図若しくは姿図

Q.306 改修を予定している窓が、過去に他の補助金を受けています。改修しても良いですか？

A.306

改修を予定している窓が過去に補助金を受けて設置されている場合、補助金交付の際に処分制限等の条件が付されている場合がありますので、当該補助金の担当窓口に必ず確認してください。

Q.307 ポストが付いたドアを設置するのですが、ポストが付いた状態での熱貫流率が $3.49 \text{ W} / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であることを示す資料が用意できません。対象外となりますか？

A.307

ポストがついた状態の熱貫流率が示す資料がない場合に限り、ポストが付いていない状態での熱貫流率が $3.49 \text{ W} / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であれば、助成対象になります。

Q.308 既存の内窓のガラス交換をする予定なのですが、助成対象となりますか？

A.308

取付けるガラスが環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォーム

に係る支援事業に限る。)」において、補助対象製品として登録されているガラスであれば対象となります。この場合、改修工法はガラス交換として申請をしてください。

Q.309 ドアに電池錠を取付けます。助成対象となりますか？

A.309

ドアと一体をなすオプションについては助成対象ですが、過度な装飾や仕様については助成対象外となります。

Q.310 全ての居室とドアが対象ですが、既に断熱仕様となっているものは、改修工をしなくともよいのでしょうか？

A.310

高断熱仕様となっている窓・ドアは、改修工事の必要はございません。

高断熱仕様がわかるものを交付申請書類と合わせて提出してください。

4. 申請方法について

Q.401 申請書類の提出方法を教えてください。

A.401

申請書類は、郵送でのご提出をお願いします。

なお、公社から申請者に対して申請書類を受領した旨の連絡はしませんので、到着確認を希望される場合は、配達状況が確認できる方法（簡易書留等）で提出してください。

※ 申請書を手書きする場合は、必ず黒色又は青色のボールペン（熱などで消えないもの）や万年筆等で丁寧に記入してください。

Q.402 申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？

A.402

同時に複数件申請する場合は、1つの封筒にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに分けて入れて下さい。またその際は、申請数と申請者名がわかる一覧表を添付して下さい。

Q.403 申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？

A.403

以前の窓・ドアの助成金事業では、公社が申請書を受け付けてから、通常2,3か月程度で交付決定通知書を送付しておりました。本事業でどのくらいかかるかについては、受付開始して間もないため、現在のところ、わかりかねます。

ただし、申請の混雑状況や内容に不備がある場合はそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。

Q.404 契約当事者（施工業者）以外が手続代行者になることは可能でしょうか？

A.404

手続代行者は、施工業者の他、製造メーカーや設計事務所、マンション管理会社等、助成対象となる工事の契約当事者でなくても構いません。

ただし、手続代行者は申請の窓口となりますので、責任を持って申請してください。

Q.405 住宅の登記簿や固定資産税納付の名義は法人ですが、社長個人で申請しても良いですか？

A.405

「法人」で申請してください。

原則、建物の登記事項証明書に所有権者として登録されている方が対象となります。

Q.406 提出する登記簿は、インターネットから取得した登記情報を印刷したものでもよいですか？

A.406

インターネットを利用してパソコン上の画面で登記情報が確認できる「登記情報提供サービス」により印刷した登記情報は、その情報を証明するもの（法務局の公印等）が無いため、認められません。

※ インターネットから登記事項証明書の発行を法務局へ申請し、申請した法務局から郵送等で送られてきた登記事項証明書は提出可能です。

Q407 「設置する高断熱ドアが要件に適合することを証明する書類」としてドアのカタログを提出しようと考えていますが、冊子ごと提出すればよいでしょうか？

A407

製品名(費用明細書や見積書等に記載の製品名)と熱貫流率が記載されたページの写しで問題ありません。該当箇所にマーカー等で印をつけ、提出してください。

5. 実績報告・交付請求について

Q.501 他の補助金を併せて受ける場合、交付確定通知書が実績報告時の必要書類となっていますが、在住の自治体から交付確定通知書が届きません。

A.501

自治体によっては確定通知書を発行しないところもありますので、お住いの自治体にお

問い合わせください。お問い合わせの結果、確定通知書を発行しない自治体と判明した場合には、交付決定通知書と自治体から振り込まれた補助金の金額がわかる通帳のコピー等を提出してください。

Q.502 助成金振込先として、注意する点がありますか？

A.502

口座名義は、申請者と同一にしてください（施工業者や親族等に振り込むことはできません。）。

なお、定期預金口座には振込が出来ませんのでご注意ください。

6. 共同申請（リース活用）について

Q.601 高断熱窓ドアの購入設置についてはリース契約を活用する予定です。 この場合、助成金の申請を行うことはできますか？

A.601

リース契約による設置も助成金交付の対象となります。

ただし、この場合、所有者であるリース事業者が助成対象者となり助成金が交付されることとなりますが、助成金相当分をリース料から減額していただきます。

※ リース事業者による申請は、住宅の所有者又は賃貸住宅の入居者との共同申請となりますので、ご注意ください。

※ リース期間は原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（10 年）以上とすること。当該耐用年数の期間を下回る契約である場合は、リース契約の更新又はリース期間終了後に申請者へ所有権移転が行われる契約とする等、当該耐用年数の期間が終了するまでの間は、高断熱窓ドアが維持管理されるようにしなければなりません。

Q.602 リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？

A.602

申請の主体は、「所有者」であるリース事業者になります。

Q.603 リース後に所有権の移転は出来ますか？

A.603

リース契約期間満了後に申請者へ所有権移転が行われる契約となっていれば可能です（所有権を移転する場合は、「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第 11 号様式）」を変更が生じた日から 30 日以内に公社に提出してください。）。

※ 法定耐用年数の期間（１０年）は、助成金を受けて設置された高断熱窓ドアの維持管理をしていただく必要があります。

※ ただし、法定耐用年数の期間以上が経過した場合は、この限りではありません。

Q.604 リース期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができますか？

A.604

法定耐用年数の期間（１０年）を上回るリース期間を終了した後であれば可能です。

Q.605 リース契約の途中解約は可能ですか？

A.605

途中解約は認めておりません。

本助成金の交付条件として、法定耐用年数の期間（１０年）において、適切に管理・使用していただくこととしています。

Q.606 リース料金は、どのように算出すればいいですか？

A.606

元金（助成対象経費）から、助成金相当分を減額した金額で算出してください。

なお、助成対象高断熱窓の工事費を確認するため、リース事業者が高断熱窓を導入した際の領収書等の証明書類を提出していただきます。

7. アンケート、光熱費報告について

Q.701 入居者なしで申請しましたが、入居された方にアンケート回答の同意をいただけません。アンケートと光熱費の報告は必須でしょうか？

A.701

住戸の入居者を募集する際に、不動産広告に本助成金事業を活用しアンケートと光熱費の報告が必要であることを記載して下さい。その上で賃貸借契約を結び回答に協力していただくこととしてください。

Q.702 入居者が改修工事完了後 １年以内の退去となった場合どうすればよいのでしょうか？

A.702

公社へ必ず報告の上、入居されていた期間内の光熱費報告とアンケートの提出をお願い致します。

Q.703 入居者がいない住戸ですが、入居者が決まるまでアンケートの提出はしなくとも問題ないでしょうか？

A.703

入居者が決まりましたらアンケートの提出をお願いします。

Q.704 集合複数戸で申請しましたが、対象住戸すべて光熱費（電気、ガス）の報告、アンケートの提出が必要でしょうか。

A.704

対象住戸すべての報告、アンケートの提出お願い致します。入居者がいない住戸の場合、入居者が決まりましたらアンケートの提出お願い致します。

Q.705 工事完了後1年以内の期間内での光熱費に影響が考えられるリフォームをしても良いでしょうか？

A.705

可能です。リフォームされた場合、公社への報告をお願い致します。

Q.707 令和5年9月30日締切りの実績報告までに入居者が入らない場合は、助成金の返金が必要なのでしょうか？

A.707

入居者が入らなかった場合については、アンケートに回答できない理由書（募集中広告等添付）を添付して公社にご提出下さい。提出等あれば助成金返金は必要ございません。

8. その他

Q.801 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければいけませんか？

A.801

断熱改修を行う施工業者は、東京都以外の業者でも構いません。

助成対象設備等を設置する対象住宅は東京都内であることが要件となっていますが、申請者、共同申請者、手続代行者、施工業者の所在地は東京都内に限定していません。